

第7章 方法書対象地域

第7章 方法書対象地域

「横浜市環境影響評価条例」にある方法書対象地域（方法書の内容について周知を図る必要がある地域）は、生物・生態系、大気質、騒音、振動、低周波音、水循環（地下水位）の影響等を考慮し、環境影響を受けるおそれがある範囲として、「環境影響評価の技術手法（平成24年度版）（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月）」及び「環境影響評価の技術手法（令和7年度版）（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 令和7年6月）」を参考に定量的な影響範囲を確認した。なお、影響範囲が広い地下水位は、上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業時の透水係数を基に影響範囲を簡易的に検討し、対象事業実施区域から振動、低周波音が100m、地下水位が150m、大気質、騒音が200m、生物・生態系が250m、触れ合い活動の場が高架構造から500m圏にかかる町丁の全域及び一部地域（影響範囲となりうる町丁のうち、河川や道路等の交通施設を基に生活圏等が同一と考えられる範囲）としました。方法書対象地域は表7.1及び図7.1に示すとおりです。

表7.1 方法書対象地域

区名	町丁名	方法書対象地域
瀬谷区	瀬谷町	全域
	上瀬谷町	全域
	北町	全域
	五貫目町	全域
	目黒町	全域
大和市	深見	一部地域
町田市	鶴間六丁目	全域

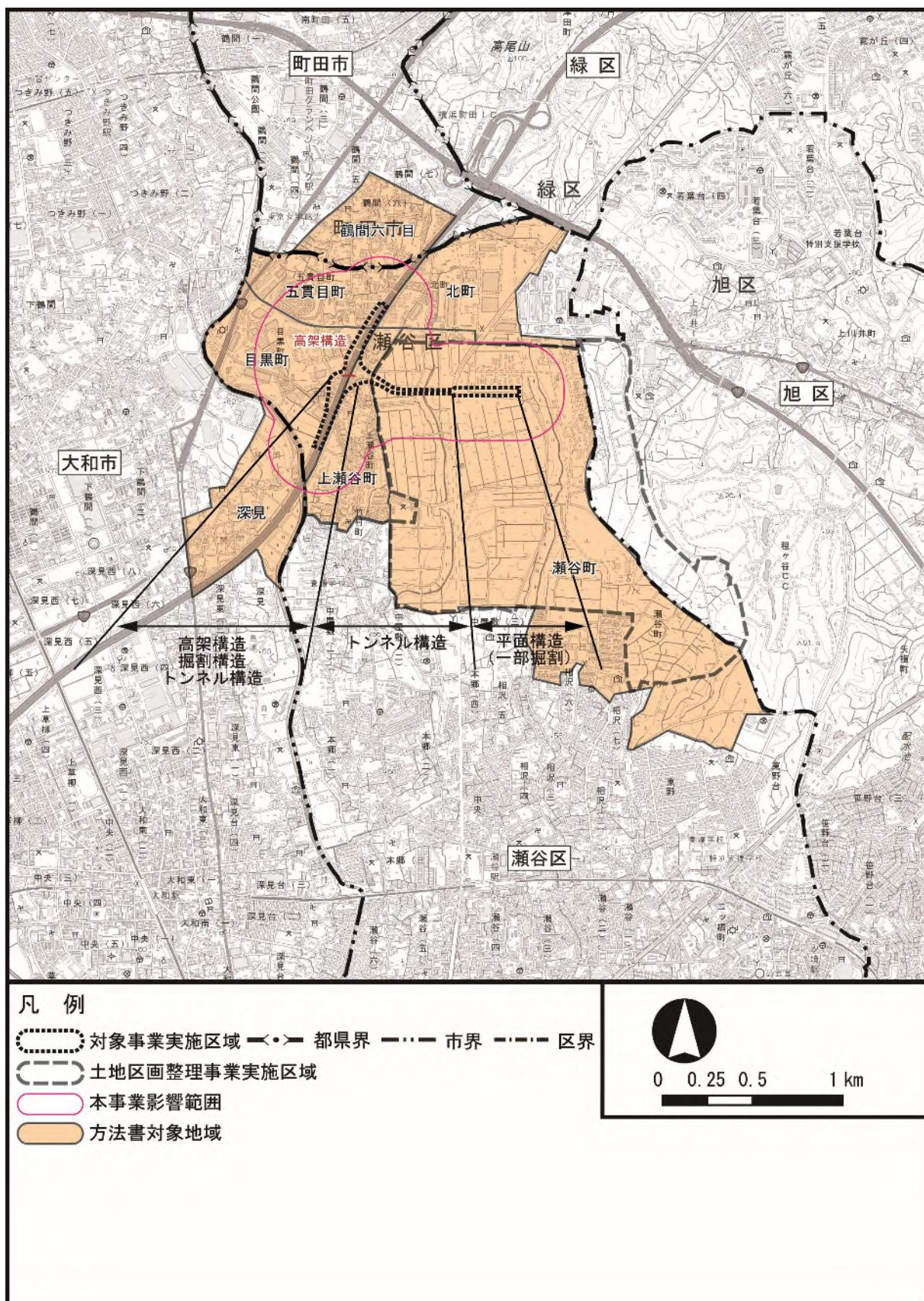


図 7.1 方法書対象地域